

久留米市公告第57号

令和7年度廃棄物不適正処理監視業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年3月14日

久留米市長 原口 新五

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度廃棄物不適正処理監視業務
- (2) 履 行 場 所 久留米市内
- (3) 業 務 内 容 別紙「令和7年度廃棄物不適正処理監視業務仕様書」のとおり
- (4) 履 行 期 間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
- (5) 予 定 価 格 2,930,400円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 最低制限価格 2,197,800円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 支 払 条 件 前払金：なし 部分払：なし

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市競争入札参加有資格者名簿（久留米市契約事務規則（昭和50年4月1日久留米市規則第9号）第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該事業所が掲載されている者で、久留米市内に本店もしくは支店・事業所を有すること。
- (3) 名簿に申請業種として、人的警備が「登録」で掲載されている者であること。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 前7項に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次に掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）
- ② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。）
- ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ③ ①又は②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（1）提出書類

ア 入札書（第5号様式）

イ 入札参加資格確認申請書（第1号様式）

※記入する日付について、アは開札日、イは公告日から提出期限までの間とする。

（2）提出期限

令和7年3月28日（金）17時00分 必着

（3）提出先（宛先）

10 事務局

（4）郵送方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、ア. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうち、イ. 入札参加資格確認申請書を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

（1）日時：令和7年3月31日（月） 11時00分

（2）場所：久留米市環境部庁舎 大会議室

（3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係の無い市の職員を立ち合わせるものとする。

（4）落札者の決定

予定価格以下かつ最低制限価格以上の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、ホームページで公表する。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第3号に基づき免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき。又は最低制限価格に満たないとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和7年3月19日（水）まで
- ② 受付場所：10 事務局
- ③ 質問の提出方法：
FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。
- ④ 質問に対する回答：
令和7年3月21日（金）までに E メールで回答する。また、必要に応じてホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約締結の手続きを行うこと。

(3) 入札の中止

本件に関する市の予算が成立しなかった場合は、入札を中止する。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

1 0 問い合わせ先（事務局）

久留米市環境部廃棄物指導課 担当：速水

住所：830-0042 福岡県久留米市荘島町375番地

電話：0942-30-9148

FAX：0942-30-9715

Eメール：haikishi@city.kurume.lg.jp